**露店等の届出等のフローチャート**

|  |
| --- |
| いいえ  祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する  （社会的広がりを有する）催しの開催であるか？    はい  いいえ  以下の２点いずれにも該当する催しか？  ・公園、河川敷、道路その他の場所を会場として、開催する大規模な催し  ・主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が１００を超える規模の催し  対象火気器具等を使用する露店等の開設であるか？  いいえ  はい  はい  消防機関から指定催しの指定通知を受ける  開催の１４日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画書」2部を提出。  届出等必要なし  あらかじめ「露店等の開設届出書」2部を提出。  提出先：最寄りの消防署へ |